

○宣教師の待遇等に関する規程

平成18年5月26日
理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、「宣教師に関する規程」第9条に基づき、宣教師の待遇等について定める。

(給与)

第2条 給与は、基本給、諸手当及び賞与とする。

- 基本給及び諸手当は別に定める「宣教師給与等支給基準」に基づき月額とし、毎月1日から末日までの分をその月の25日に日本国の通貨をもって直接本人に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その日にもっとも近い休日又は土曜日でない日に繰り上げ支給する。
- 賞与は年2回とし、6月期(3カ月分)及び12月期(3カ月分)に支給する。なお、賞与算定基礎は専任教員に準じる。
- 月の途中で採用又は退職した場合の当月分給与は、発令の日を基準として日割り計算で支給する。
- 解雇又は死亡の場合は、原則として当月分給与の全額を支給する。

(退職金)

第3条 宣教師には退職金を支給しない。

- 宣教師には退職慰労感謝金を支給する。
- 退職慰労感謝金は、別に定める基準に基づき算出する。

(休日)

第4条 宣教師の休日は次のとおりとする。

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日および国・地方公共団体から公示された臨時休日
- 創立記念日(9月28日)
- 降誕祭(12月25日)
- 年末年始の休日(12月26日から翌年1月5日まで)

(個人研究費・学会出張費)

第5条 宣教師の個人研究費及び学会出張費は、専任教員に準じて支給する。

(赴任旅費)

第6条 宣教師の赴任に要する費用は、専任教員の赴任旅費規程を準用して支給する。

(住宅)

第7条 住宅は、関西学院が外国人住宅を宣教師に貸与することができる。なお、外国人住宅を貸与した場合には、「宣教師給与等支給基準」第2項第4号に規定する住宅手当は支給しない。

- 外国人住宅に入居する場合、住宅費の全額及び水道料金の一部を学院が負担する。ガス、電気、電話料及びテレビ受信料は、宣教師の負担とする。

(労災・雇用保険・社会保険)

第8条 宣教師が業務上災害を負った場合は、労働者災害補償保険法の適用を受けるものとする。

- 雇用保険に加入するものとし、その費用は学院及び宣教師が所定の比率で負担する。
- 日本私立学校振興・共済事業団に加入するものとし、その費用は学院及び宣教師が所定の比率で負担する。

(交通費補助金)

第9条 交通費補助金は、専任教員に準じて支給する。

(主管部課)

第10条 この規程に関する事務は、人事部人事課で行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、宣教師人事委員会の議を経て常務委員会で決定する。

附 則

- この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。
- この規程の施行をもって、準宣教師の待遇等に関する規程は廃止する。
- この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。
- この規程は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

経過措置

2009年3月31日現在在職中の宣教師又はクリスチャン・エデュケーターが2009年度以降引き続いて宣教師として雇用されている期間中は、この規程第2条第2項に規定する基本給の額が2009年3月31日現在の宣教師費分担金と宣教師調整金を合算した額(以下、「合算額」という。)を下回る場合、合算額と同額になるよう補填する。